

改正事項	改正の内容	適用時期等
(4) 青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し(法58②⑤、81の9②一、法令116の2①、155の19③二)	○ 災害損失欠損金額が生じた事業年度の確定申告書において災害損失の額の計算に関する明細の記載がない場合であっても、その後の修正申告書又は更正請求書の提出の際にその明細を記載した書類を添付しているときは、この制度の適用があることが明確化されました。	—
(5) 民事再生等による債務免除等があった場合の欠損金の繰越し(法59②、法令155の2①二、改正法附則9)	○ 中小法人等以外の法人に再生手続開始の決定等があった場合(資産の評価損益の計上の適用がない場合に限りです。)のいわゆる期限切れ欠損金の損金算入について、青色欠損金等の控除前の所得金額が債務免除益等相当額を超える場合におけるその損金算入額は、次のイの金額及びロの金額のうちいずれか少ない金額を限度とすることとされました。 イ 債務免除益等相当額 ロ 青色欠損金等の控除後の所得金額からその超える部分の金額の20%相当額を控除した金額	平25.4.1以後に事実が生ずる場合について適用され、同日前に事実が生じた場合については、従来どおり適用されます。
(6) 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入等(法令123の8⑫⑬⑰⑱、法規27の15③④、改正法令附則6) (法令123の9④～⑧、法規27の15の2①②、改正法令附則1)	○ 法人が特定適格組織再編成等により移転を受けた資産のうち、支配関係法人がその特定適格組織再編成等の日以前2年以内に行われた関連法人を被合併法人等とする一又は二以上の前特定適格組織再編成により移転があった一定の資産で関連法人のいずれかが関連法人支配関係発生日前から有していたものがある場合には、その資産は、特定引継資産に該当することとされました。 なお、法人が特定適格組織再編成等の直前の時において有する資産についても、上記と同様とされました。 ○ 上記により特定引継資産に該当することとなる資産について、関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額によりその資産の譲渡等による損失の額を計算することができる特例計算が設けられました。	平25.4.1以後に法人との間に最後に支配関係があることとなった支配関係法人との間で行われる特定適格組織再編成等について適用され、同日前に法人との間に最後に支配関係があることとなった支配関係法人との間で行われた特定適格組織再編成等については、従来どおり適用されます。 平25.4.1から施行されます。
(7) 所得税額の控除(法令140の2、155の26、復興特別法人税令5、5月改正法令附則②③)	○ 法人税額から控除する所得税額の計算について、次の利子、剰余金の配当及び収益の分配に係る所得税の額の所有期間によるあん分が廃止され、その全額を控除することとされました。 イ 公社債の利子 ロ 特定目的信託の社債的受益権の収益の分配 ハ 公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の収益の分配 ニ 公社債投資信託の収益の分配 ホ 公募公社債等運用投資信託の収益の分配 なお、復興特別法人税額から控除する上記の所得税の額に係る復興特別所得税額の計算についても、同様とされています。	平28.1.1以後に支払を受ける利子及び配当等につき課される所得税について適用され、同日前に支払を受けた利子及び配当等につき課された所得税については、従来どおり適用されます。
(8) 連結欠損金の繰越し(法81の9⑤一・二、法令155の20①一、155の21②二)	○ 連結グループ内で連結子法人を被合併法人とする適格合併を行った場合等に連結欠損金額からないものとされる連結欠損金個別帰属額相当額について、法第59条(会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入)の規定により被合併法人である連結子法人の所得の金額の計算上損金の額に算入されたことに伴い法第57条第5項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)の規定によりないものとされた金額がこの連結欠損金個別帰属額相当額に含まれることが明確化されました。	—

改正事項	改正の内容	適用時期等										
(9) 連結特定同族会社の特別税率(法令155の23②、改正法令附則11)	○ 連結留保金額に連結法人間で行われた適格現物分配に係る移転資産の価額を含めることとされました。	連結法人の連結親法人事業年度が平25.4.1以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用され、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。										
(10) 確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税の特例(措令39の11①、39の111①、改正措令附則1二)	○ 法人税に係る利子税の割合について、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合のその年中の利子税が当該特例基準割合とされたことに伴う所要の整備が行われました。	平26.1.1から施行されます。										
(11) 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(措法59の2①、68の62の2①、措令35の2①～③、39の89の2①～③、措規21の17①④、22の60①④、改正法附則68、81)	○ 適用対象に特定準日本船舶(海上運送法に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するとして国土交通大臣の確認を受けたもの)が追加されました。 また、この特定準日本船舶の100純トン・1日当たりのみなし利益の金額は、その純トン数に応じて次のとおりとされました。 <table border="1" data-bbox="496 943 1161 1106"> <thead> <tr> <th>純トン数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000トン以下の純トン数</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>1,000トン超10,000トン以下の純トン数</td> <td>135円</td> </tr> <tr> <td>10,000トン超25,000トン以下の純トン数</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>25,000トン超の純トン数</td> <td>45円</td> </tr> </tbody> </table>	純トン数	金額	1,000トン以下の純トン数	180円	1,000トン超10,000トン以下の純トン数	135円	10,000トン超25,000トン以下の純トン数	90円	25,000トン超の純トン数	45円	平25.4.1前に改正前の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた法人(同日以後に改正後の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受ける法人を除きます。)の同日から平26.3.31までの間に開始する事業年度については、従来どおり適用されます。 なお、平25.4.1以後に改正後の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受ける法人の同日から平26.3.31までの間に開始する事業年度において適用を受けようとする場合の届出書の提出期限は、その適用を受けようとする最初の事業年度開始の日以後2月を経過した日の前日とされます。
純トン数	金額											
1,000トン以下の純トン数	180円											
1,000トン超10,000トン以下の純トン数	135円											
10,000トン超25,000トン以下の純トン数	90円											
25,000トン超の純トン数	45円											
(12) 技術研究組合の所得の計算の特例(措法66の10①、68の94①)	○ 適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。	—										
(13) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(措令39の22②十二、改正措令附則20)	○ 対象となる負担金に、委託者保護基金が経過的に行う補償対象債権の支払及び返還資金融資に係る基金に充てるための負担金が追加されました。	金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成24年法律第86号)の施行の日以後に支出する特定の業務に係る基金に充てるための負担金について適用され、同日前に支出した特定業務に係る基金に充て										

改正事項	改正の内容	適用時期等
		るための負担金については、従来どおり適用されます。
(14) 社会保険診療報酬の所得の計算の特例(措法67①②、68の99①②、措令39の24の2、39の122の2、改正法附則61)	○ 適用要件に、医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円以下であることが追加されました。	平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(15) 投資法人に係る課税の特例(措規22の19②四、③⑨、改正措規附則6)	○ 投資法人がその有する資産につき特定の資産の買換えの場合の課税の特例等を適用した場合には、一定の要件の下、支払配当等の額が配当可能利益の額の90%を超えていることとする要件における配当可能利益の額から買換特例圧縮積立金として積み立てた金額を控除することとされました。	平25.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(16) 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例(措法68の2)	○ 適用期限が平成28年3月31日まで3年延長されました。	—
(17) 復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例(復興財源確保法63⑤⑥、改正法附則1)	○ 災害等により更正の請求期限が延長等される場合で、その期間の満了日が通常の更正の除斥期間経過後に到来するときは、その期間の満了日から6月間更正の請求に係る更正等を行うことができることとする国税通則法の改正が行われたことに伴い、所要の整備が行われました。	平25.4.1から施行されます。